

令和 9 ・ 1 0 年度適用入札参加資格審査を受ける皆様へ
(主な変更点 ※令和 8 年 7 月改訂版)

秋田県建設部建設政策課

1 賃金水準の引き上げに関する評価方法等の変更

- (1) 加点となる基準(増加率)の下限を引き下げました。
(変更前) 1. 5 %以上 3. 0 %未満 + 2 %
(変更後) 0. 7 5 %以上 3. 0 %未満 + 2 %
- (2) 賃上げ実績の評価ケースを拡大しました。
(変更前) 「①一人当たり俸給・給与・賞与等支払額を比較」のみ
(変更後) ①に加え、②～④を追加します。
「②継続雇用している正社員への支給額を比較」
「③時間外手当や賞与等を除いて比較」
「④継続雇用している正社員の基本給の定期昇給等を比較」

※提出書類等の詳細は手引きの 2 6 ～ 2 7 ページをご確認ください。

2 建設キャリアアップシステム(CCUS)導入に関する加点の廃止

令和 8 年 2 月 1 日以降に公告する県建設部発注工事において、CCUS の現場活用を原則とするため、加対象外とします。

3 申請書の様式について

前回(令和 7 ・ 8 年度適用)の入札参加資格審査から申請書の様式を一部変更しておりますので、必ず秋田県のホームページから最新の様式をダウンロードして申請してください。

- ・入札参加資格審査様式 (<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/93591>)

【今回追加】

4 客観的評価事項及び発注者別評価事項で用いる経営事項審査の結果の取扱いについて明記

令和 9 ・ 1 0 年度適用入札参加資格審査において採用する経営事項審査の結果は、令和 7 年 1 0 月～令和 8 年 9 月までの審査基準日に係るもので、かつ有効な最新のものとします。

したがって、改正前の基準で経営事項審査の結果通知を受けた者が、建設業法施行規則第 2 0 条第 2 項に基づく再審査を受けた場合は、再審査の結果を採用することとなります。

なお、再審査については以下のページをご参照ください。

「経営事項審査の制度改正(令和 8 年 7 月改正)について」

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/10510>